

京都市告示第 250 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成17年6月20日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	延 長	敷地の幅員
等持院経21号線	北区等持院東町29番地の8地先から 同町29番地の4地先まで	メートル 43.70	4.50 ～メートル 4.58
大枝緯139号線	西京区大枝北沓掛町四丁目25番地の1地先 から 同町30番地の1地先まで	265.80	6.00 ～ 15.90
大枝緯140号線	西京区大枝北沓掛町四丁目32番地の1地先 から 同町35番地の11地先まで	265.30	6.00 ～ 12.60
大枝歩8号線	西京区大枝北沓掛町四丁目29番地の16地先 から 同町29番地の17地先まで	22.00	2.01
大枝歩9号線	西京区大枝北沓掛町四丁目26番地の1地先 内	19.90	2.00 ～ 2.03
大枝歩10号線	西京区大枝北沓掛町四丁目35番地の1地先 から 同町34番地の24地先まで	21.00	4.00 ～ 4.03

大枝歩11号線	西京区大枝北沓掛町四丁目34番地の12地先内	19.00	4.02
檜原緯58号線	西京区檜原山ノ上町9番地の10地先から同町41番地の1地先まで	150.90	5.00 ~ 6.76

(建設局道路部道路明示課)